

年金分割の割合を定める調停

Q	A
年金分割の按分割合（分割割合）について合意ができます。どうすればよいでしょうか。	<p>離婚時年金分割制度における年金の按分割合（分割割合）について当事者間で合意できない場合には、家庭裁判所に年金分割の割合を定める審判又は調停の申立てをすることができます。</p> <p>ただし、離婚した日の翌日から起算して5年を経過したときには、この申立てをすることはできません（※令和8年4月1日より前に離婚等をした場合においては、離婚した日の翌日から起算して2年を経過したときには、この申立てをすることはできません。）。</p> <p>なお、離婚に伴って年金分割の割合について話し合いたい場合には、夫婦関係調整調停（離婚）の中で年金分割の割合について話し合いをすることができます。</p> <p>なお、家庭裁判所の審判や調停で年金分割の割合が定められた場合であっても、実際に年金分割制度を利用するためには、一定の期限内に当事者のいずれか一方から、年金事務所、各共済組合又は私学事業団のいずれかにおいて、年金分割の請求手続を行う必要があります。</p> <p>→申立手続等については、「年金分割の割合を定める審判又は調停」及び「夫婦関係調整調停（離婚）」をご覧ください。</p>

離婚した日の翌日から起算して5年を経過する前に家庭裁判所に年金分割の割合を定める審判（又は調停）の申立てをしたのですが、審判が確定（又は調停が成立）したのが離婚した日の翌日から5年を経過した日以降でした。この場合、年金事務所、各共済組合又は私学事業団において年金分割の請求手続をすることはできなくなるのですか。

離婚した日の翌日から起算して5年（※）を経過する前に家庭裁判所に年金分割の割合を定める審判（又は調停）の申立てをしている場合には、その審判が確定（又は調停が成立）したのが離婚した日の翌日から5年（※）を経過した日以降であっても、審判が確定（又は調停が成立）した日の翌日から起算して6ヶ月を経過するまでは、年金事務所、各共済組合又は私学事業団において年金分割の請求手続をすることができます。

なお、離婚が成立した日の翌日から起算して5年（※）を経過する日の前6ヶ月以内に年金分割の割合を定める審判が確定（又は調停が成立）した場合にも、審判が確定（又は調停が成立）した日の翌日から起算して6ヶ月を経過するまでは、年金事務所、各共済組合又は私学事業団において年金分割の請求手続をすることができます。

いずれの場合も、この期間を経過すると請求をすることができないりますので、注意が必要です。

（※）令和8年4月1日より前に離婚等をした場合は、「5年」ではなく「2年」となります。